

## 【論文】

# 三木拙一と神崎郡農会

深見 貴成

県指定文化財——三木家住宅 総合調査報告書》(兵庫県神崎郡福崎町教育委員会、一九九九年、以下『報告書』)においても、生没年などの基本的な情報を除いては、ほとんどどのような活動をしていったか記述されておらず、特に農会長を務めた神崎郡農会などに関連する記述は見当たらない。

## はじめに

『兵庫県郡役所事績録』の神崎郡の項目を開くと、神崎郡役所(現福崎町立神崎郡歴史民俗資料館)の写真が掲載されている<sup>1</sup>。その写真を見ると、郡役所の手前にある入口の門の右側に大きく「神崎郡役所」という看板が掲げられているが、一方で左側には「兵庫県米穀検査所辻川出張所」という看板も掲げられている。このように、

一方、農会とは、一八九九年(明治三二)制定の農会法によって法制化された農業団体であり、帝国——府県——郡市——町村というそれぞれのレベルで農会が設置されていたため、系統農会とも呼ばれる。農会に関する研究は近年かなり進んできており<sup>2</sup>、本稿も地域の農会の様子について、三木家史料を通じてその一端を明らかにしたいと考えている。

## 一 三木拙一について

明治期から大正期にかけての郡役所では、郡役所としてのみならず、郡内の各種団体や出張所も同じ建物または敷地内にあり、仕事をしていた。その中でも今回特に取り上げる団体が、「神崎郡農会」である。

本稿は、三木家近代史料を中心に、三木家九代目三木拙一と神崎郡農会との関係について、基礎的な考察を行うものである。

三木拙一については、兵庫県神崎郡福崎町教育委員会編『一兵庫

三木拙一は、一八七三年(明治六)生まれ、一九六一年(昭和三六)没<sup>3</sup>。通精という名前もある。『報告書』によれば、「拙一が村會議員をはじめ神崎郡農会幹事、名誉会長、辻川郵便局長、学務委員など地域の名望家として活躍していた」<sup>4</sup>とされている。しかし、『神崎郡誌』と『神崎郡農会沿革史』によると、三木拙一は一九〇

六年（明治三九）には神崎郡農会名譽会員、一九〇六年（明治三九）から一九〇八年（明治四一）までと一九一四年（大正三）から一九一七年（大正六）まで同評議員、一九一七年（大正六）から一九二一年（大正一〇）まで同副会長を務め、一九二一年（大正一〇）一

月から一九二七年（昭和二）三月までは第五代の神崎郡農会長を務めている<sup>5</sup>。このように、三木拙二は明治期後半から大正期にかけて、長く、そして中心的人物として神崎郡農会に関わっていたことがわかる。

なお、拙二の前に神崎郡農会長を務めていた那波徳治は郡長である（郡長としては大正四年～大正一〇年、郡農会長としては大正五年～大正一〇年）。那波だけではなく、初代から第四代までの郡農会長は郡長が務めていた<sup>6</sup>。このことから、郡農会は郡役所の仕事の補助的、もしくは補完的団体であった可能性が高い。

『兵庫県郡役所事績録』によると、「一面郡農会の事務は郡長を会長とし事務員は殆んど郡書記に委ね郡農会と謂ふも郡役所に等しき状態に取扱ひ来たり、其の間數次農会法の改正ありたると雖も今日の如き系統的郡農会の組織を見ざるを以て、郡役所事務中経費を要する事項は之を郡農会事業として指導監督した」<sup>7</sup>といふ。

会長が郡長か否かが当時問題になつていては別稿で述

べたことがあるが<sup>8</sup>、この点が郡農会の性格に関わる分かれ目になる。三木拙二は、神崎郡農会において初めて郡長ではない、「民間」の会長として就任したのである。

## 二 郡農会と大正デモクラシー

次に神崎郡農会について述べたい。『神崎郡誌』によると、神崎郡農会は、成立以前に「公立神東、神西郡勧業会なるもの」<sup>9</sup>があり、また、『神崎郡農会沿革史』によれば、勧業会は一八八九年（明治二二）に会員二六六人であった<sup>10</sup>。一九〇一年（明治三四）に郡農会の成立と同時に勧業会は解散したという<sup>11</sup>。

神崎郡農会がおこなつた主な仕事は『神崎郡誌』によると、「技術員設置」「米麦採種圃の設置」「樹苗圃設置」「部落農会の設置」「蔬菜栽培」「出荷組合設置奨励」「農業基本調査の実施」「農事共同作業奨励」「動力農具普及奨励」と九つ挙げられている。このことからも、農業技術の改良や普及が主な仕事であったことがわかる。このような農業改良団体であった農会と大正デモクラシーはどのように関係づけられるのであろうか。

大正一〇年代に入ると、政治の世界では、デモクラシー運動が起

）る。まず中央政治の経過を概観してみたい。一九二四年（大正一

三）一月に第二次山本権兵衛内閣にかわり清浦圭吾内閣が成立したが、これは貴族院を基盤とした内閣であった。そのため、政党勢力から「特權内閣」打倒の声があがり、ここに第二次護憲運動が始まることになった。政党勢力の中でも政友会・憲政会・革新俱楽部は「護憲三派」と呼ばれ、同年五月の衆議院総選挙に勝利し、衆議院第一党となつた憲政会党首の加藤高明が三派連立の「護憲三派内閣」を組織する。護憲三派内閣は、男子普通選挙法を成立させ、一方で治安維持法も成立させ、その後の日本社会に大きな影響を与えることになった。

さて、この第二次護憲運動の時期に、農会はどのように関わったのか。一九二三年（大正一二）一月一二日付の兵庫県農会大会の「決議」によると、「一、農産物ノ価格ヲ生産費以上ニ維持セシムルコト」を始めとして、七つの事項が挙げられている<sup>12</sup>。そして、その決議の実行について記したと思われる「決議事項実行方法」という史料によると、「一、本県選出代議士ニ対シ本決議事項ノ同意ヲ求メ目的貫徹ノタメ最善ノ努力ヲ請フコト」「一、各郡市ヨリ一名委員ヲ選出し機宜ノ所置ヲ一任スルコト」「一、郡委員中ヨリ上京委員五名ヲ選出シ議会開会中隨時上京セシメ代議士ヲ激励スルト共ニ運動経過

ヲ報告セシムルコト」といった具体的な方法が挙げられている<sup>13</sup>。

これらの活動を基盤として、兵庫県では一九二三年（大正一二）五月に兵庫県農事協会が設立される。これは、農会が政治活動をするために作られた別働隊としての団体であつた<sup>14</sup>。同年一月二三日に兵庫県農事協会創立委員長の名前で兵庫県農会長の山脇延吉から「創立委員」へ通知されている史料があることから<sup>15</sup>、この時点で既に兵庫県農事協会設立が意図されていたことがわかる。

この農事協会が一九二四年（大正一三）五月の衆議院総選挙前に、次のようなチラシを県下に配布したようである。少し長いが一部を引用したい（傍線部は原史料では他の字より大きい字で印刷されている）。

#### ◎総選挙に当面せる農業者各位に告ぐ

衆議院は解散せられ、総選挙は彌々目の前に迫つて来ました、此の選挙の結果が農村興廃の岐れ目であると謂つてよい實に大切な秋であります。

諸君農業は今や經濟的に存亡の危機に瀕し農村は困憊の極に達して居ります、議論や言説の時期でなく勿論空世辞や一遍の嬉らせなどを聽かされて居る余裕がないのであります。（中略）由來農業者は国民の約六割を占め、立憲政治の基礎たる選挙権

を絶対多数に握つて居りながら、其の正当なる要求が今迄政治

の上に実現せず、恰も政治圈外に除斥せられたることを觀があ

つたのは、何が故でありますか。（中略）

天は己を助くる者を助く、農村の振興、農業の救済も畢竟農業者自己の努力に頼らねばなりません、之には近く行はるべき総選挙は、實に逸すべからざる好機会であります、各位は充分の決心と覺悟を以て神聖なる一票を苟もせず、一致団結して選挙場裡に於ける弊習を打破し、純真なる農業代表者を選出して、速かに農業保護の方策を樹て、農村百年の大計を確立せねばなりませぬ。然らば如何なる人を選挙すべきやと申ますと、政党政派は問ふに及ばず、農業者の境遇に理解を有し、能く農村の実情に通曉せる正義高潔の人格者にして平素の言動が、農村の為に眞に渾身の努力を惜まぬと認むる人なれば宜しいのであるが、農村の選挙区より候補に立つ者を總て農業者の味方なりと早合点しては、大間違ひで（中略）若し今迄の様に因縁や情実に囚はれたり、運動員に胡魔化されたり、又金力や権力に左右されたりして空しく此機会を逸し去つたならば、農業者は又起つの時なかるべく農村は何時までも振興の期なかるべしと思はれるのであります。吾人は茲に重ねて絶叫します此機逸すべか

らず、農業者の安危此一舉にありと。

大正十三年四月 兵庫県農事協会<sup>16</sup>

この文章を読むと、二つの点がよくわかる。第一に、「農業は今や經濟的に存亡の危機に瀕し農村は困憊の極に達して」いるという認識である。第一次大戦後の戦後不況は農業にも影響を与え、農村は危機に直面していると考えられているのである。第二に、そうであるがゆえに、「農村の振興、農業の救済も畢竟農業者自己の努力に頼らねばなりません、之には近く行はるべき総選挙は、實に逸すべからざる好機会であります」と、衆議院議員総選挙の機会を農村のために活かそうとする姿勢である。そのためには、それまでのようになに縁や情実に」とらわれたりせず、真に農業者の味方となる議員を当選させなければいけないことが強調されている。

また「大正十三年一月以降ニ於ケル農村問題ノ経過」によると「四月上旬に亘り左記宣伝檄文十二万四千九百枚を各郡市の選挙有権者数を標準として之を配布した」<sup>17</sup>とある。この檄文が上記の史料である。

三木拙二は、この兵庫県農事協会の創立委員であつた<sup>18</sup>。これは拙二の農会における立場と関係があると考えられる。拙二が兵庫県農事協会内でどのような立場であったかは今のところ不明であるが、

神崎郡における活動の中心的人物であったと推測される。

また、兵庫県農事協会は支部を設置しようとしていたようである。

「兵庫県農事協会何々郡支部規約（準則）」という史料によると、「第

一條 当支部ハ兵庫県農事協会何々郡支部ト称ス」とあり、また「第二條 当支部ノ事務所ハ当分ノ内何々郡農会内ニ置ク」<sup>19</sup>という条文に見られるように、郡農会が農事協会の支部として想定されていた。

この兵庫県農事協会は、一九二四年（大正一二）四月に各評議員に以下のような文章を送っている。

拝啓同印刷物ノ趣旨ニ基キ農業者ノ政治的自覚ヲ促ス為別表日程ニヨリ農政問題演説会ヲ開催シ弁士トシテ帝国農政協会ヨリ山崎延吉氏外二名来県ノ筈ニ有之候ニ就テハ当日最寄之場所ヘ御出席相成度尚一般當業者ニ対シテハ各郡市町村農会ヲ経テ出席勧誘方依頼致置候へ共貴下ヨリモ夫々御勧誘ノ上多数出席

候様御配意相願度此段御依頼旁ニ御通知ニ及ビ候也<sup>20</sup>

これによると、帝国農政協会という中央組織から農政問題演説会を開くために弁士が派遣され、その出席の勧誘を依頼している。このような農会という組織を使った政治活動が総選挙前には行われていたことが史料から読み取ることができる。

### おわりに

以上述べてきたように、三木家史料の大正期、特に大正一〇年代の農会や農事協会に関する史料から、中央政治と福崎とのつながりを見る事ができた。農会は大正一二～一三年という時期に、衆議院総選挙に向けて活動を活発化させるのであり、神崎郡農会もその一翼を担つたと考えられる。同時期に三木拙二は神崎郡農会会长としてその活動に関わったのではないだろうか。

<sup>1</sup> 『兵庫県郡役所事績録 中巻』（兵庫県、一九二七年）。

<sup>2</sup> 松田忍「大正一一年農会法改正と郡制廢止」（『史学雑誌』一一三編一〇号、二〇〇四年）、同「帝国農会の政治社会史的研究」（『史学雑誌』一一五編八号、二〇〇六年）、同「農家經營改善事業」推進派の成立」（『日本歴史』七一九号、二〇〇八年）、同「生産指導の時代から「經營」指導の時代へ」（『東京大学日本史学研究室紀要』一二号、二〇〇八年）、同「一二・二六事件と農政運動の組織化」（『史学雑誌』一一九編七号、二〇一〇年）など、松田忍氏の一連の論考を参照。

<sup>3</sup> 『報告書』一八八頁。

<sup>4</sup> 『報告書』一〇四頁。

<sup>5</sup> 兵庫県神崎郡教育会編『神崎郡誌』（一九四二年）一九〇頁、『神崎郡農会沿革史』（一九三〇年）一五三頁、一五五頁。

<sup>6</sup> 同前、一九〇頁。

<sup>7</sup> 前掲『兵庫県郡役所事績録 中巻』神崎郡の項目、四頁。  
<sup>8</sup> 深見貴成「郡役所廃止の歴史的意義」（『ヒストリア』第二二三三号、一〇一〇年）。

<sup>9</sup> 同前、一九〇頁。

<sup>10</sup>

<sup>11</sup> 前掲『神崎郡農会沿革史』三頁。

<sup>12</sup>

兵庫県農会大会「決議事項実行方法決議」（「兵庫県農事協会設立趣意書規約他綴」H—9補遺・近代<sup>1・キ</sup><sup>2・4</sup><sub>5</sub>、大正一二年一月）。史料番号は兵庫県神崎郡福崎町教育委員会編『一兵庫県指定文化財——木家住宅 文献・民具目録』（一九九九年）より。以下同じ。

<sup>13</sup>

前掲深見「郡役所廃止の歴史的意義」。  
「県農第二〇二一号」（農事協会創立委員会協議事項）H—9  
補遺・近代<sup>1・キ</sup><sup>2・4</sup><sub>7</sub>）。

<sup>14</sup> 兵庫県農事協会「総選挙に当面せる農業者各位に告ぐ」（H—9  
補遺・近代<sup>1・キ</sup><sup>2・4</sup><sub>11</sub>、大正一二年四月）。

<sup>15</sup> 兵庫県農事協会「大正十三年一月以降ニ於ケル農村問題ノ経過」  
(H—9補遺・近代<sup>1・キ</sup><sup>2・4</sup><sub>12</sub>、大正一二年六月)。

<sup>16</sup> 兵庫県農事協会設立趣意書（前掲「兵庫県農事協会設立趣意書規約他綴」）。なおこの趣意書の最後には「入会届」が付けられて  
いる。

<sup>17</sup> 「兵庫県農事協会何々郡支部規約（準則）」（農事協会第二回創立委員会協議事項）H—9補遺・近代<sup>1・キ</sup><sup>2・4</sup><sub>8</sub>）。

<sup>18</sup> 兵庫県農事協会「原農協第五号兵庫県農事協会」(H—9補遺・  
近代<sup>1・キ</sup><sup>2・1</sup>、大正二三年四月)。